

教育・保育給付認定・施設等利用給付認定撤回申請兼退園（利用契約解除）届

以下の事項について申請（届出）します。

- ☐ 教育・保育給付認定（1・2・3号認定）（子ども・子育て支援法第20条第1項）の撤回
- ☐ 施設等利用給付認定（新1・新2・新3号認定）（子ども・子育て支援法第30条の5第1項）の撤回
- ☐ 退園（教育又は保育利用契約の解除）

※ 京都市外に転出される方は、該当する認定の撤回と退園の両方にチェックをしてください。

（宛先）京都市長

申請・届出日	年 月 日		
認定保護者氏名	(ふりがな)	生年 月 日	年 月 日
認定保護者 住所・連絡先	〒 市 区 電話（自宅 ー ） 携帯（ ー ー ）		

申請・届出の対象となる児童について、以下に記入してください。

申請・届出に係る小学校入学前児童	氏名	(ふりがな)	住所	☐ 認定保護者に同じ
	生年月日	年 月 日	利用中又は申込中の施設・事業所名	
	氏名	(ふりがな)	住所	☐ 認定保護者に同じ
	生年月日	年 月 日	利用中又は申込中の施設・事業所名	
	氏名	(ふりがな)	住所	☐ 認定保護者に同じ
	生年月日	年 月 日	利用中又は申込中の施設・事業所名	

退園予定日 ※1	年 月 日	認定撤回希望日 ※2	年 月 日
----------	-------	------------	-------

※1 保育施設・事業所を利用されている方は、市外転居や他の施設を利用する場合を除き各月末日が退園日です。

※2 退園予定日同日又は翌日以降の日付を御記入ください。

申請・届出の理由について、当てはまるものにチェックしてください。

☐ 市外転居（ 年 月 日転居予定）	☐ 市内転居
☐ 保育が必要な理由に該当しなくなったため	☐ その他（ ）
<保育施設・事業所を利用していた方で、今後の施設利用等について以下に該当する場合は選択してください>	
☐ 幼稚園入園（幼稚園名 ）	
☐ 事業所内保育事業所利用	☐ 企業主導型保育事業所利用 ☐ 自宅（親族宅）で保育可

<御確認ください> 今後通園される施設の種類等により、以下の手続きが必要になる場合があります。

・幼稚園や認可外保育施設を御利用の場合：預かり保育を御利用の場合や、園の種別により、施設等利用給付認定が必要となります。京都市に申請書が届いた日以降の認定開始になりますので、速やかにお手続きください。

・企業主導型保育事業所もしくは新制度未移行の幼稚園を御利用の場合：保育利用中の0～2歳児のきょうだい児がおられる場合は、同時利用軽減届出書の提出が必要です。届出された翌月から保育料の軽減が適用となります。